

戒告第 1 号
令和 5 年 7 月 18 日

お茶の水女子大学弓道部 御中

全日本学生弓道連盟
執行委員長 井上由一郎

戒告処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の行為を行い、本連盟主催大会の運営に支障を与えました。
よって、全日本学生弓道連盟規約第 29 条の 2 に定めるところにより、貴学弓道部に対して戒告処分を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 支障を与えた大会名

第 35 回全国大学弓道選抜大会

2. 戒告処分の原因となる事実

お茶の水女子大学弓道部から提出された的が本連盟で定めた基準から著しく逸脱していた。具体的には、下記に記載の通りの逸脱が見られた。

- ・的枠に的紙が糊ではなく両面テープによって張られており、的枠からの紙がはがれてしまっている。
- ・茶紙と的紙の間に糊のムラがあり、気泡が入ってしまっている。
- ・的に十分な張りが無い。

3. 釈明について

本戒告処分に先立ち、令和 5 年 6 月 28 日付で処分の事前通知を実施し、本連盟規約第 29 条の 2 に基づき、文書による釈明の機会を設けた。回答期限の令和 5 年 7 月 11 日までに
お茶の水女子大学弓道部側から回答はなかった。

以上